

令和3年度 第32回茨城県そば共進会開催要綱

1 趣 旨

この共進会は、畑作振興、稲作転換等の対象作物としてのそばを取り入れて作付拡大と生産性及び品質向上を図るとともに、生産と連携した消費拡大を推進し、優秀なそばの産地の定着を図ることが重要である。このため、生産技術の向上、また、経営改善の面から創意工夫を行い、玄そばの生産・出荷のみならず付加価値の高い取組みを行うなど他の模範となるそば生産農家及び営農集団を選考表彰し、その成果を広く紹介する。

2 主催ならびに後援

主催 公益社団法人 茨城県農林振興公社

後援 茨城県・農林水産省関東農政局・茨城県農産物検査協議会

3 申込の条件

- (1) 畑作振興、稲作転換等の対象作物としてそばをとり入れ、経営改善に顕著な実績を上げている農家及び集団であること。
- (2) 品種は県の奨励品種とする。
- (3) そばの栽培面積は次のとおりとする。
 - ・ 個人の部 30アール以上を栽培する農家で他の模範であること。
 - ・ 集団の部 2ヘクタール以上を栽培する集団で他の模範であること。出品圃場は、作付け全面積とする。
- (4) そば共進会審査規程に基づく資料の提出に応じかつ、現地調査等にも積極的に協力し得る農家及び集団。
- (5) 水田耕作者は、主食用米の生産数量目標協力者であること。

4 参加申込及び推せん

- (1) 共進会に参加しようとする農家、集団は審査書類の該当項目を記入し、申込書様式1. 2を農林事務所 経営・普及部門又は農業改良普及センターに提出する。
- (2) 農林事務所 経営・普及部門又は農業改良普及センターは、様式1. 2に基づいて優秀農家、集団を選考し、共進会に推せんする。
- (3) 共進会において、優秀な農家・集団については、全国そば優良生産表彰事業に推せんする。

5 審 査

(1) 審査員

茨城県、農林水産省関東農政局茨城県拠点、J A茨城県中央会、全農茨城県本部、茨城県農産物検査協議会、茨城県農林振興公社、実需者等の職員の中から共進会長が委嘱する。

(2) 審査会

審査員により審査会を構成し、別に定める審査規程に基づき審査にあたる。

6 表 彰

優秀な農家及び集団について最優秀賞、優秀賞、優良賞及び特別賞を授与する。

特に、成績優秀なるものに対しては、全国そば優良生産表彰事業に推せんする。

但し、本共進会前3回まで最優秀賞を授与したものに対しては重ねて最優秀賞を授与しない。

7 日 程

(1) 募集開始 令和3年9月1日(水)

(2) 参加申込み

(農家→農林事務所 経営・普及部門又は農業改良普及センター)

令和3年10月29日(金)まで

(農林事務所 経営・普及部門又は農業改良普及センター→共進会長)

令和3年11月15日(月)まで

(3) 表 彰 令和4年2月17日(木) 予定

審 査 規 程

- 1 茨城県そば共進会の審査はこの規程により行う。
- 2 本共進会の審査を行うため審査会をおく。審査会は審査長、審査員をもって構成し、共進会長が委嘱する。
- 3 審査は、書類審査、現物審査及び現地審査として次に示す要領による。
但し、審査細則については別に定める。
 - (1) 書類審査
次に示す項目について実施する。
 - ① そば生産改善の概況、作付面積、経営栽培状況、省力低コストの取り組み。
 - ② 10アール当たり収量
10アール当たり収量審査は様式3により実施する。
 - ③ 出荷状況
 - ④ 地域興しや消費拡大、付加価値づけ等への取り組み状況。
 - (2) 品質審査
出荷時の玄そば500グラムを提出し茨城県農産物検査協議会において品質を審査する。
 - (3) 現地審査
書類審査項目に対する現地確認をする。
- 4 審査会は、審査提出書類並びに現地審査において虚偽の申告あるいは不正等がなされた場合は審査を中止し、失格とすることができる。
- 5 審査会の決定に対しては一切の異議申立てを認めない。

審 査 細 則

審査対象項目と配点（155点）

項 目	配 点
(1) そば作付面積	20点
(2) 10アール当たり収量	20点
(3) 種子更新率	15点
(4) 品 質	40点
(5) 受検比率	10点
(6) 経営栽培状況、省力低コストの取り組み	20点
(7) 出荷率	10点
(8) 地域興し、消費拡大、付加価値づけ、特別栽培等への取り組み	20点
計	155点

審査配点基準

1 作付面積 (20点)

(個人)

(集団)

作付面積		点数	作付面積		点数
畑	水田		畑	水田	
2ha以上	10ha以上	20	5ha以上	20ha以上	20
1～2ha未満	5～10ha未満	15	3～5ha未満	10～20ha未満	15
0.5～1ha未満	2～5ha 未満	10	2～3ha未満	5～10ha未満	10
0.3～0.5ha未満	0.3～2ha未満	5	2ha未満	2～ 5ha未満	5

※畑、水田両方に作付けしている場合は、それぞれの作付面積に該当する点数のうち、より高い方の点数を獲得点数とする。

2 10アール当たり収量 (20点)

出品者の中の最高収量を満点とし、比例配分で配点する。

3 種子更新率 (15点)

50%以上	15点
30～50%未満	10点
10～30%未満	5点

4 品質 (40点)

(1) 容積重

容積重/リットル	点数
700 g 以上	20
650～700 g 未満	15
600～650 g 未満	10
600 g 未満	5

(2) 被害粒、異種穀粒、異物

混入割合	点数
1 % 未満	20
2 % 未満	10

5 受検比率 (10点)

(単位：袋/22.5kg)

総収量 (A)	受検収量 (B)	受検比率 (B/A)
袋	袋	%

受検比率	60%以上	10点
	50～60%未満	8点
	40～50%未満	6点
	30～40%未満	4点
	20～30%未満	2点

6 経営栽培状況、省力低コストの取り組み (20点)

- (1) 堆肥等の施用状況 5点
(前作又はそばに施用)
- (2) 炭カル、ようりん等の施用 5点
(前作又はそばに施用)
- (3) 省力低コストの取り組み 10点

項目	内容
播種	ドリルシーダー
防除	ブームスプレーヤー
収穫	汎用コンバイン
乾燥調製	乾燥機
その他	

- 1項目 3点
- 2項目 6点
- 3項目以上 10点

7 出荷率 (10点)

- 90%以上 10点
- 80~90%未満 8点
- 70~80%未満 6点
- 60~70%未満 4点
- 50~60%未満 2点

8 地域興し、消費拡大、流通販売への取り組み工夫 (20点)

- (1) 付加価値づけへの取り組み 5点
- (2) 消費拡大への取り組み 5点
- (3) 地域興しへの取り組み 5点
- (4) 特別栽培の取り組み 5点

申 込 書

(様式1)

令和 年 月 日

第32回 茨城県そば共進会長 殿

(申込者)

〒

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

本共進会の趣旨に賛同し下記の通り申込みます。

なお、審査会の決定に対しては一切異議申立てをいたしません。

記

そば作付面積	畑	a	畑	(筆)	(a)						
	水田	a	水田	(筆)	(a)						
管 農	耕作面積	水田	陸田	畑	樹園地	計	労 力	男 人	女 人	計 人	
		() a	() a	() a	() a	() a					() a
概 況	農業収入 (見通し)		円	円	内そば粗収入	円					
	農業における現金収入順位		1.	2.	3.	4.	農業収入に占めるそばの割合 %				

(注) () 内は借地

(注) 申込者の記載は自筆とする。

(様式3)

そば収量確認書

令和 年 月 日

出品者氏名

地域農業改良普及センター

担当者氏名

下記のとおり確認いたしました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
作付面積 (A)	a	a	a
10a 当たり収量 ($\frac{B}{A} \times 10$)	kg / 10a	kg / 10a	kg / 10a
総収穫量 (B)	kg	kg	kg
うち販売数量	kg	kg	kg
自給用 (種子用含む)	kg	kg	kg
その他の ()	kg	kg	kg
受検比率	%	%	%

(注) 1) 10a 当たり収量 ($B / A \times 10$) = 総収穫量 (B) ÷ 作付面積 (A)

2) その他の () 内には、業者への販売等使途内容を記入する。

3) 当該普及センターにおいては、収量が適正であることを確認すること。

4) 担当者氏名の記載については自筆とする。

